

2010年(平成22年) 2月14日発行

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1
☎0595-63-7402 ☎64-2560 ✉info@city.nabari.mie.jp
http://www.city.nabari.lg.jp
携帯版 http://www.city.nabari.lg.jp/m_index.htm
バーコード読み取り対応の携帯電話端末から携帯版へ



▶ 主な内容

P2…名張市排水設備指定工事店一覧

P3…名張市水道ビジョン(素案)

P4…3月の相談日程



▶ 女性消防団員のAED操作訓練
に見入る赤目町柏原区の皆さん

本年度、名張市消防団は、財団法人自治総合センターより「宝くじの助成金」を受け、薦原分団、錦生分団、赤目分団にAEDを配備しました。

文化財防火デー消防訓練 1月24日、赤目町柏原集会所で、地区住民の皆さん、市教育委員会、市消防団、市消防本部が合同で、文化財の運び出し、パケツリレー・消火器による初期消火、応急手当、消防車からの放水などの消防訓練が行われました。

赤目町柏原区長の井上久郎さん(写真)は、地元消防団について、「台風のと看には、川の水位を小まめに確認していただくなど、地区住民が安全で安心な生活を送れるよう活動していただいています。仕事をしながら頑張っている団員の皆さんに感謝しています」と話されました。

住宅地で消防団員が集まり、消防施設も整備することができました。今後も団員確保に努め、住宅地で消防団を組織できるよう取り組んでいきます。

また、過疎化や高齢化などによる団員不足が深刻な問題となっています。加えて団員の多くが被雇用者として仕事をしているため、有事の際に団員が集まらないことも心配されています。

そこで、この4月1日から社会経験豊富な人の入団や消防団OBの再入団を可能にして、必要ない団員の確保と出動率向上を図ることを目的に、任免年齢の上限を廃止する条例の改正を進めています。

わがまち守る名張市消防団員募集

- 主な活動内容**
- 消火活動** 火災現場での消火活動や残火処理、再燃警戒など
 - 防災活動** 地震や風水害など自然災害が発生したときの住民の救助活動や避難誘導、警戒巡視など
 - 指導・講習** 地域の防災訓練での指導・補助や、一人暮らし高齢者などへの防火指導、応急手当の普及・指導活動
 - 訓練・教育** 火災などの災害に備えたさまざまな訓練や研修
- ※女性消防団員は、現在、消火などの活動は行っていませんが、広報活動や防火指導など多岐にわたって活躍しています。
- 入団資格**
- 市内在住の18歳以上55歳以下の人
 - ※上限年齢を廃止する条例の改正を進めています。
- 入団後の主な待遇**
- 年間一定額の報酬、災害や訓練に出動した場合の手当など
 - 消防団活動中に負傷した場合の補償制度や福祉共済制度
 - 必要に応じて、勤務先へ「出動証明」を発行
- ◎詳しくは、消防救急室(☎63-5990)へ

地域防災の中心的な役割を担う消防団

消防団は、火災、地震、風水害などの災害が発生すると、消防団長の命令で出動し、地域に配備されている消防車などを活用して消火、救助、警戒巡視、避難誘導などの活動を行います。また、災害が発生したときだけでなく、火災予防の啓発や応急手当の普及活動なども行い、地域防災の中で中心的な役割を担っています。

長く続く団員不足・消防団未組織地域の存在

阪神・淡路大震災では、地元多くの消防団員が、自らも被災しているにもかかわらず、地震直後の消火活動や救助活動、住民の避難誘導、物資搬送など、地域のために献身的に活動したことから、大規模災害時における消防団の重要性が改めて注目されました。

名張市消防団では、平成15年度から定員(500人)に満たない状況が続いています。団員不足にはさまざまな要因がありますが、消防団ではどの地区にも消防団員

消防団のこれから

組織強化へ向けた取り組み

が必要であると考え、次のように課題解決に取り組んでいます。

消防団は住宅地が開発される以前から組織されていたため、住宅地に消防団を組織することなく、管轄する分団がその住宅地での災害対応などを担ってきました。しかし、従来から消防団を組織してきた地区において、団員の担い手の減少や、大規模な住宅地を抱えた分団の業務負担が大きくなるという問題が生じてきました。

そこで、平成17年度から住宅地からも団員を任用することに取り組み、地区の協力を理解を得て、桔梗が丘、梅が丘、すずらん台の



人命救助訓練を行う消防団員